

広島県告示第八百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十年十二月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	東広島市黒瀬町丸山字市尻八三七番一地从先から東広島市黒瀬町丸山字池ノ尻五四九番一地从先まで	平成三〇年二月一〇日